

令和7年3月19日判決言渡

令和6年（ネ）第10048号 特許権侵害差止等請求控訴事件、同附帯控訴事件
（原審・大阪地方裁判所令和3年（ワ）第1720号）

口頭弁論終結日 令和6年11月21日

5

判

決

控訴人・附帯被控訴人

エリーパワー株式会社
（以下「控訴人」という。）

10

同訴訟代理人弁護士

三 村 量 一

同

澤 田 将 史

同

松 下 昂 永

同

長 谷 川 未 織

同 補 佐 人 弁 理 士

相 田 義 明

15

被控訴人・附帯控訴人

株式会社GSユアサ
（以下「被控訴人」という。）

同訴訟代理人弁護士

松 本 司

20

同

田 上 洋 平

同

富 田 信 雄

主

文

1 本件控訴及び本件附帯控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とし、附帯控訴費用は被控訴人の負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

以下、略称等は、特に断らない限り、原判決の表記による。また、原判決中の「原

告」、「被告」はそれぞれ「被控訴人」、「控訴人」に読み替える。

第1 控訴の趣旨及び附帯控訴の趣旨

1 控訴の趣旨

(1) 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。

5 (2) 前項の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

2 附帯控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 控訴人は、原判決別紙控訴人製品目録記載2の製品を製造し、販売し、若しくは輸出し、又は販売の申出をしてはならない。

10 (3) 控訴人は、前項記載の製品を廃棄せよ。

(4) 控訴人は、被控訴人に対し、12億7765万円及びうち8億8588万5377円に対する令和2年3月31日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員、うち1265万円に対する令和3年2月1日から、うち3億7911万4623円に対する令和4年5月27日から、各支払済みまで
15 年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、発明の名称を「電池」とする特許（特許第5713127号。本件特許1）に係る特許権（本件特許権1）及び発明の名称を「蓄電装置」とする特許（特許第6493463号。本件特許2）に係る特許権（本件特許権2）
20 を有する被控訴人が、原判決別紙控訴人製品目録記載1の各製品（併せて控訴人製品1）及び同目録記載3の製品（控訴人製品3）は、本件特許1の特許発明の範囲の請求項1に記載の発明（本件発明1）の技術的範囲に属し、同目録記載2の各製品（併せて控訴人製品2）は、本件特許2の特許請求の範囲の請求項2に係る発明（本件発明2）の技術的範囲に属しており、控訴人がこれら
25 の商品を製造、販売等する行為によって本件特許権1及び本件特許権2（本件各特許権）が侵害されたと主張し、控訴人に対し、特許法100条1項及び2

項に基づき、控訴人製品 2 の製造・販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求として、12 億 7 7 6 5 万円（控訴人製品 1 及び 3 による本件特許権 1 の侵害につき 12 億 6 5 0 0 万円（一部請求）、控訴人製品 2 による本件特許権 2 の侵害につき●●●●●円）及びこれに対する不法行為の後の日から支払済みまで民法所定の割合（各遅延損害金の起算日に応じ、平成 29 年法律第 44 号による改正前の割合である年 5 パーセント又は同号による改正後の割合である年 3 パーセント）による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、控訴人製品 1 及び 3 は本件発明 1 の技術的範囲に属するが、控訴人製品 2 は本件発明 2 の技術的範囲に属するとは認められないと判断し、被控訴人の請求のうち、不法行為に基づく損害賠償請求として、5 億 2 9 2 8 万 5 9 4 5 円及びうち 3 億 6 8 8 2 万 1 5 6 0 円に対する令和 2 年 3 月 3 1 日から支払済みまで年 5 パーセントの割合による金員、うち 1 億 6 0 4 6 万 4 3 8 5 円に対する令和 4 年 5 月 2 7 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員の支払を求める限度で認容し、被控訴人のその余の請求をいずれも棄却したので、控訴人が原判決のうち控訴人敗訴部分を不服として控訴し、被控訴人が原判決のうち被控訴人敗訴部分を不服として附帯控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記 3 のとおり当審における控訴人の補充主張を、後記 4 のとおり当審における被控訴人の補充主張を、後記 5 のとおり当審における被控訴人の追加主張を、後記 6 のとおり当審における被控訴人の追加主張に対する控訴人の反論を、それぞれ付加するほか、原判決「事実及び理由」（以下、「事実及び理由」の記載を省略する。）第 2 の 3、4 及び第 3（3 頁 13 行目から 36 頁 22 行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決 8 頁 8 行目の「電熱」を「伝熱」に改める。また、本件各発明の構成要件を再掲すると、別紙本件各発明の構成要件のとおりである。

5 なお、控訴人は、当審において、新たな無効事由の主張をしたが（乙 7 5 に記載された発明に基づく新規性及び進歩性欠如〔控訴理由書 2、第 2 の 4〕、乙 7 6 に記載された発明に基づく進歩性欠如〔控訴理由書 2、第 2 の 5〕、乙 9 0 に記載された発明に基づく進歩性欠如〔控訴理由書 2、第 2 の 6〕、サポート要件違反〔控訴理由書 2、第 3〕、実施可能要件違反〔控訴理由書 2、第 4〕、明確性要件違反〔控訴理由書 2、第 5〕、新規事項の追加〔控訴理由書 2、第 6〕、本件特許 1 出願の分割要件違反に伴う新規性違反〔控訴理由書 2、第 7〕及び第 2 世代出願の分割要件違反に伴う新規性違反〔控訴理由書 2、第 8〕）、当裁判所は、これらの主張は時機に後れた攻撃防御方法であって、訴訟の完結を遅延させることとなると認め、第 1 回口頭弁論期日においてこれらの主張及びこれら
10 の裏付けの証拠を却下した。

 また、控訴人は、争点 2－1 ないし 2－3（本件発明 1 についての乙 9 発明、乙 1 0 発明又は乙 1 1 発明に基づく進歩性欠如）に関し、当審において、乙 9 発明、乙 1 0 発明又は乙 1 1 発明に、乙 7 7 ないし 8 2 により認められると主張する周知技術（控訴理由書 2 において「周知技術 1－1」、「周知技術 1－2」と称されているもの）を適用することによって、本件発明 1 を想到することは当業者にとって容易であるとの新たな主張をしたが（控訴理由書 2、第 2 の 1 (2)イ、第 2 の 2 (2)イ、第 2 の 3 (2)イ）、当裁判所は、これらの主張についても、時機に後れた攻撃防御方法であって、訴訟の完結を遅延させることとなると認め、第 1 回口頭弁論期日において却下した。
15

3 当審における控訴人の補充主張

(1) 争点 1－1（控訴人製品 1 及び 3 が構成要件 B 2 及び C 2 を充足するか）について

ア 本件発明 1 の発電要素には積層型が含まれないこと

25 (ア) 本件明細書 1 の段落【0 0 0 2】は、本件発明 1 の背景技術として長円筒形に巻回された発電要素が明示されており、段落【0 0 0 3】も、

「長円筒形」、すなわち巻回型の発電要素を並べる構造に関する背景技術を紹介しており、本件発明１が、巻回型の発電要素を備えた電池の構造を背景技術とした発明であることが分かる。

また、本件明細書１の段落【０００６】ないし【０００８】のとおり、
5 本件発明１が解決しようとする課題は、巻回型の発電要素に特有の課題であり、本件発明１は、巻回型においては円筒形の内側に波板状の一部を差し込む（集電接続板の接続を内側と外側の両方で行う）従来技術において作製の困難さという課題があったことを考慮して、巻回された発電要素の円周の内側でなく外側で接続するようにしたものであり、積層
10 型においてはこのような課題が生じない。

そして、本件明細書１に示された実施例や図の記載は、全て巻回型の発電要素を前提としている。本件明細書１において、積層型について、段落【００２９】に「上記実施形態では、長円筒形の巻回型の発電要素
1 について説明したが、積層型の発電要素１の場合にも、積層の端面からはみ出した正極１aや負極１bの金属箔を同様に接続固定することができる。」との言及はあるが、具体的に積層型の発電要素にどのように本
15 件発明を適用することができるかについて言及はない。

さらに、被控訴人は、本件特許１の出願過程で平成２６年８月１１日に提出した意見書（甲２０）において、「発電要素の活物質未塗工部の外側面（活物質未塗工部の最外周面）」と記載するなど、構成要件Ｂ２にいう「外側面」とは、発電要素の活物質未塗工部の最外周面、すなわち、
20 巻回型の発電要素において巻回された金属箔の活物質未塗工部のうちの巻回軸に対して最も外側にある面を意味していることを前提として、意見を述べていたのであり、これに反する被控訴人の主張は禁反言に当たり
25 許されない。

以上によれば、構成要件Ｂ２及びＣ２にいう「活物質未塗工部の外側

面」とは巻回型の発電要素を備えていることを前提に、その巻回された金属箔の活物質未塗工部のうちの巻回軸に対して最も外側にある面を意味すると解されるから、積層型である控訴人製品 1 及び 3 は、「活物質未塗工部の外側面」を想定し得ず、構成要件 B 2 及び C 2 を充足し得ない。

5 (イ) 原判決は、本件特許 1 の請求項 2 に「前記発電要素は、巻回型の発電要素である請求項 1 記載の電池。」と記載されていることを根拠に、本件発明 1 の発電要素は特定の形状に限定されるものではないと理解するのが自然であるとの結論を導いた。しかし、改善多項制を採用する現行の特許法において、特許請求の範囲はそれぞれ独立して記載されているのであって、本件発明 1 と関係のない請求項 2 の記載は本件発明 1 の内容を画定するための要素とならない。このことは、特許法 36 条 5 項に規定されているとおり、請求項 1 と請求項 2 の発明が同一の発明であることが、特許法上問題とならないことから分かる。

15 また、原判決は、本件明細書 1 の段落【0029】の記載のみをもって、「本件発明 1 の発電要素の形状や種類は限定されないことが明記されている」と誤って断じている。しかし、本件明細書 1 には、前記のとおり、本件発明 1 が巻回型の発電要素を前提として創作されたものであることが示されている。加えて、そもそも本件発明 1 は集電接続板と発電要素との接続構造に特徴を有する発明であるから、段落【0029】の
20 「本発明は、発電要素 1 の形状や種類は一切限定されず、集電接続板 2 とこの発電要素 1 との接続構造も特に限定されない。」との記載は、本件発明 1 との関係では空文に等しい。積層型の発電要素に関する具体的な記載が全く存在しないことを踏まえれば、本件明細書 1 の記載を根拠として本件発明 1 の技術的範囲に積層型を含めて解釈することは許されない。
25

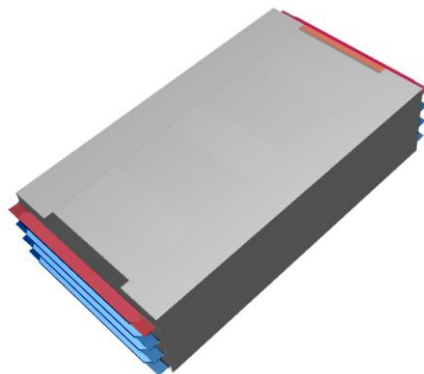
イ 本件発明 1 の発電要素に積層型が含まれるとしても、控訴人製品 1 及び

3では、接続板部は「活物質未塗工部の外側面」ではなく「内側面」に接していること

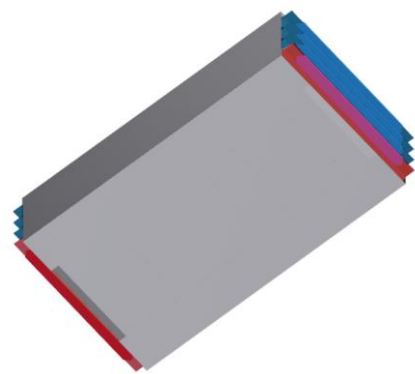
5 控訴人製品1及び3においては、積層型の発電要素が採用されているところ、より詳細に見れば、セパレータ（白色のフィルム）により覆われた生産積層単位が四つ絶縁テープ（透明及び緑色のもの）で纏められて構成されている。生産積層単位とは、一つの製造装置を1回作動させて組み上げられる積層単位である。積層型の電池は目標となる電池容量を満たすために、正負極の積層枚数や極板のサイズが固定されており、目標となる電池容量が確保されていないと電池としての性能が得られないので、控訴人製品1及び3の発電要素は所定の積層枚数及び極板のサイズとすべく、四つの生産積層単位を積層させており、これによって初めて電池として機能する。このような電池の設計からすれば、積層された金属箔全体、つまり四つの生産積層単位全体をもって一つの発電要素とみるべきである。

15 したがって、控訴人製品1及び3においては、生産積層単位が更に積層された発電要素全体を一つの発電要素として、「外側面」と「内側面」を決すべきであり、外側面は次に掲げる図Aの赤色部分、内側面は図Aの青色部分となる。

【図A】



(上方からの図)

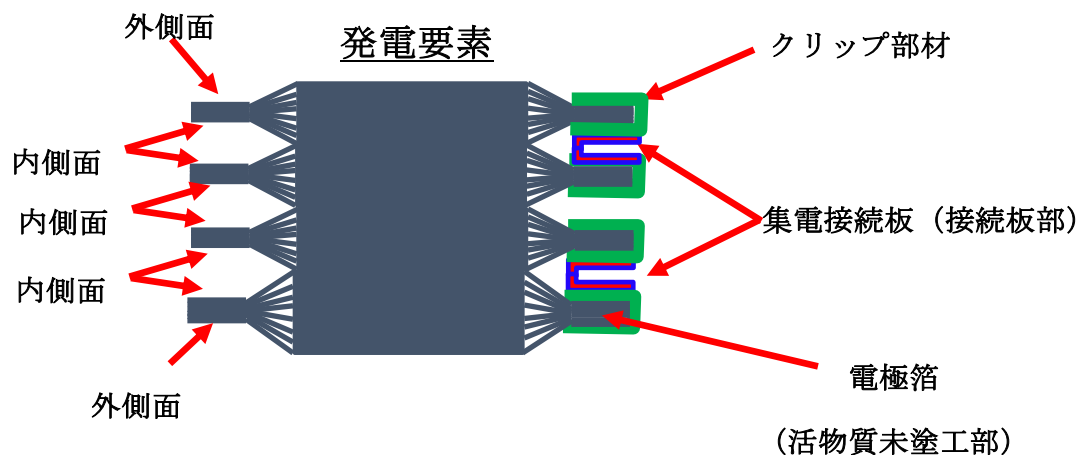


(下方からの図)

そして、控訴人製品1及び3においては、次に掲げる図Bのとおり、内

側面でのみ「接続板部」と「活物質未塗工部」とが接続されているので、構成要件B 2 及びC 2 の「活物質未塗工部の外側面」を充足しない。

【図 B】（控訴人製品 1 及び 3 の発電要素部分を上方から見た模式図）



なお、本件明細書 1 の図 3 には、金属箔を巻回した長円筒形が二つ示されており、この長円筒形一つを発電要素の 1 単位と解するならば、本件特許 1 は発電要素を二つ有するケースを実施例として示していると理解すべきである。仮に、このように、控訴人製品 1 及び 3 について、発電要素を二つ有すると解しても、接続板部は、二つの発電要素それぞれの内側面に接続していることになるから、やはり接続板部は発電要素の外側に接続していないことになる。また、本件発明 1 は、外側面と内側面が存在する発電要素について、あえて外側面に集電接続板を接続することが特徴であるところ、控訴人製品 1 及び 3 について発電要素が四つであるとする、内側面が実質的に存在しないことになるから、このように発電要素を四つとして考える構成を控訴人製品 1 及び 3 に適用することは適切でない。

ウ 控訴人製品 1 及び 3 は「表面が接合される」を充足しないこと

構成要件B 2 及びC 2 の「表面が接合される」について、一般的に「接合」とは「つぎあわすこと。」と定義されているところ（広辞苑第七版。乙

2)、この定義によれば、二つの物が「はなれないように合う」、「くつつく」必要があるのであって、二つの物が「接合」している場合には、二つの部材は直接接触する形で結合しており、その間に他の部材が介在することを想定していない。

5 本件明細書1において「接合」の文言が用いられているのは、請求項1の引き写し箇所である段落【0009】を除くと、段落【0018】のみであり、その他の箇所では「接続」が用いられている。段落【0018】は、「正極側の接続板部」と金属箔（正極側の「活物質未塗工部」）とが直接接触する形で結合されるものであるから、「表面が接合される」とは「接

10 続板部」と「活物質未塗工部」のそれぞれの表面（以下「面と面」ともいう。）が直接接触する形で結合していることを意味すると解するのが合理的な文言解釈である。

 本件特許1の審査過程における被控訴人の説明（平成26年8月11日付け意見書。甲20）も、本件発明1の構成について、面と面が直接接触

15 する形で結合していることを前提としたものとなっている。

 これに対し、控訴人製品1及び3は、「接続板部」と「活物質未塗工部」のそれぞれの表面の間に介在物であるクリップ部材が存在するから、構成要件B2及びC2を充足しない。

 原判決は、本件明細書1の段落【0018】及び【0026】の記載を根拠として、本件発明1において、活物質未塗工部と接続板部とを接続固定する部材は限定されておらず、接続の態様についても限定されないと判断した。しかし、段落【0018】の「挟持板4が接続板部2bと金属箔とを溶着して確実に接続固定するためだけに用いられる」との記載部分においては、金属箔と接続板の間に挟持板を設けることについて何ら示唆されて

20 いない。また、段落【0026】については、挟持板以外の接続部品を用いてもよいことが記載されているものの、接続板部と正極及び負極の

25

金属箔との間に接続部品が介在する態様について何ら示唆されておらず、仮に何らかの接続部品について示唆されているとしても、活物質未塗工部と集電接続部材との間に介在するような構成ではない。

仮に、原判決のとおり、「表面が接合される」との文言を、「活物質未塗工部と接続板部の表面が、直接接触している場合に限定されるものではなく、両部材が何等かの部材を介する態様も含め離れないように合わせられてい」という意義に解するとしても、介在する部材がいかなるものであってもよいとの解釈は、本件明細書 1 の記載に照らして採用し難く、段落【0018】及び【0026】の記載を素直に解釈すれば、接続板部と金属箔との間に何らかの部材が介在してよいとしても、活物質未塗工部と接続板部との接合に寄与するものが許され得る程度である。クリップ部材は、活物質未塗工部を束ねる機能はあるが、上記接合に寄与する機能はない。

また、本件発明 1 の作用効果は「作製を容易にする」(段落【0008】)点にあるところ、この作用効果を踏まえて「表面が接合される」との文言を解釈するならば、「接続板部」と「活物質未塗工部」のそれぞれの表面が直接接触する形で結合されていることを意味すると解される。さらに、被控訴人が、本件発明 1 にいうところの「接続板部」と「活物質未塗工部」との間に部材が存在する発明を、本件特許 1 とは別に、本件特許 1 の出願後に出願していること(乙 88)からしても、当業者は「接続板部」と「活物質未塗工部」の各表面が直接接触する形で結合している場合とそうでない場合とは技術的に異なると理解しており、控訴人製品 1 及び 3 と本件発明 1 とは技術的に全く異なるものであるし、本件特許 1 の出願時点では、接続板部と活物質未塗工部との間に部材を挟む態様は想定されておらず、本件特許 1 の技術的範囲に含まれない。

- (2) 争点 2-1 ないし 2-3 (本件発明 1 についての乙 9 発明、乙 10 発明又は乙 11 発明に基づく進歩性欠如) について

ア 争点 2-1 (本件発明 1 についての乙 9 発明に基づく進歩性欠如) について

(ア) 乙 9 発明に乙 1 2 構成を適用することについて

端子接続部材が電池外装体の外方に配置されている構成自体は周知技術であるから (乙 2 4 ないし 3 0)、乙 1 2 に接した当業者からすれば、乙 1 2 においてフランジ部を密閉形二次電池の蓋部の外方に配置する構成を採用することは自明の技術的事項である。したがって、上記の周知技術を前提とすれば、乙 1 2 には、端子接続部材が電池外装体の外方に配置されている構成が記載されているに等しい。

また、フランジ部を容器の内方に設置するか外方に設置するかは、当業者において設計事項にすぎない。すなわち、電池の基本的な機能からすれば、本件発明 1 にいうところの「外部接続端子」、「集電接続板」及び「端子接続部材」が全て電氣的に接続されていることが重要なのであり、「端子接続部材」が「電池外装体」の外方に配置されているか内方に配置されているかは上記の電氣的な接続には影響がない。このことは、本件特許 1 に係る原出願日 (平成 1 4 年 5 月 2 7 日) より前の時点で、電池の技術分野において、本件発明 1 の「外部接続端子」に該当する部材と「集電接続板」に該当する部材とを接続する「端子接続部材」が「電池外装体」の外方に配置された構成は、当業者において周知であったことから理解できる。特に、乙 3 0 (特開平 1 0 - 1 0 6 5 3 号公報) の周知例は、本件発明 1 の「端子接続部材」に該当する部材が、本件発明 1 の「電池外装体」に該当する部材の外方にあるか内側にあるかという点を実施者の選択に委ねており、「端子接続部材」が「電池外装体」の外方に配置されているか内方に配置されているかが設計事項であることを明確にしている。また、乙 1 2 構成において、「フランジ部」を「蓋体」の「外方に配置」することを阻害する要因は何ら存在しない。原判決は、

乙 1 2 の記載を基に、フランジ部が蓋体の下面に設けられている構成のみが開示されていると判断したようであるが、上記周知技術の存在を無視したものであり、不当である。

(イ) 乙 9 発明に乙 2 2 構成を適用することについて

5 原判決は、「乙 2 2 公報記載の発明は、過電流の発生時に電池からの電流を自動的に遮断することを目的とする発明、すなわち、電池にヒューズを設ける発明であって、正極又は負極の一方のみに使用することが想定されており、乙 2 2 公報にはその旨が明記されている」から、「乙 9 発明に乙 2 2 構成を適用しても、当業者は、正極と負極の双方に端子接続部材を設ける構成要件 A 4 の構成を想到し得ない」と判断した。

10

しかし、蓄電池において、正極及び負極の両方にヒューズを設けることがあり得ることは複数の例に示されている（乙 4 0、4 1）から、正極及び負極の一方にしかヒューズを設けないことを前提とした点において、原判決は誤りである。

15

また、乙 2 2 公報に記載されているのは、あくまでもヒューズの構成を設けた電池なのであって、乙 2 2 公報からヒューズの構成のみを抜き出して、「正極又は負極の一方のみに使用する」ものと断ずることは妥当でない。乙 2 2 公報記載の発明においては電池負極又は正極の一方のみにヒューズを設置することが想定されているとしても、控訴人の主張は「ヒューズ」そのものを乙 9 発明に適用するというものではなく、「ヒューズ」を設ける際に用いられる、電池エンクロージャ部分 3 0 の上部に配置されるとともにスタッド 1 2 に接続される電流板 4 という構成を乙 9 発明に適用するというものであるから、「ヒューズ」の構成が電池負極又は正極の一方にしか用いられないこととは直結しない。

20

25

さらに、リチウムイオン電池を含む蓄電池において、外部接続端子にかかる回転力（回転トルク）によって問題が生ずることは周知の課題で

あり、当業者が適宜配慮すべき設計上の事項であった。乙 2 2 の電流板 4 を含む構成は、明らかに外部接続端子の回転力が蓄電池の内部に直接伝わらない構造を有しているから、当業者には、乙 2 2 の構成（電池エンクロージャ部分 3 0 の上部に配置されるとともにスタッド 1 2 に接続される電流板 4 という構成）を採用することによって外部接続端子の回転トルクの問題をなくすことについて動機付けがある。

加えて、乙 9 発明は「集電用リードをいくつも付設しなければならない大型の電池等では、このリードの付設作業に必要な手間、工数は多大なものとなっていた」（段落【0 0 0 5】）、「この作業は煩雑さを極め・・・電池等の作成工数を大幅に増大させ」（段落【0 0 0 6】）といった従来技術の課題に対し、そのような工程を「簡便かつ迅速」なものとすることを目的とした発明である（段落【0 0 0 7】）。そして、乙 2 2 公報記載の発明も、電池において「複雑な機構」（段落【0 0 0 3】）となることを回避するという目的を有しているから、両者は電池の構造を簡易なものとする点で共通した課題を有する。

したがって、乙 9 発明に乙 2 2 構成を適用する動機付けがあり、容易想到性が認められる。

(ウ) 乙 9 発明に乙 2 3 構成を適用することについて

原判決は、「乙 2 3 公報のケース又はカバー 4（電池外装体）は、それ自体が導電体要素 5 を構成していることから、導電体要素 5 は電池外装体の外方に配置されているとはいえず、乙 2 3 公報にこれを示唆する記載もない」から「乙 2 3 構成は構成要件 A 4 に相当する構成ではない」と判断した。

しかし、乙 2 3 の図 1 から分かるとおり、乙 2 3 の蓄電装置の発電要素（電力供給装置 9）及び外部端子 7、8 は、それぞれ、接続手段 5、6 により電氣的に接続されている。接続手段 5、6 は、蓄電装置のコン

テナの壁４（本件発明１の「電池外装体」に相当）を貫通し、その表面（外方）に水平方向に延びて、それぞれ、外部端子７、８に接続されている。乙２３の蓄電装置は、故障等により発熱した場合に機能するブレーカスイッチ３を設けるため、接続手段６を６ａの部分と６ｂの部分とで構成しているものの、蓄電装置の発電要素（電力供給装置９）と外部端子７、８とを、それぞれ接続手段５、６により電氣的に接続していることに変わりはない。そして、接続手段５、６のうち、蓄電装置のコンテナの壁４の表面に配置されている部分が、本件発明１の「端子接続部材」に相当する。原判決は、段落【００１８】及び乙２３の図１４に基づいて上記判断をしたようであるが、図１４の構成は、コンテナの壁４に相当する絶縁体２１の上にカバー４（導体）を設け、これを接続手段５の一部としたものであるところ、この構成においても、接続手段５、６は蓄電装置のコンテナの壁４（本件発明１の「電池外装体」に相当）を貫通し、その表面（外方）に水平方向に延びて、それぞれ外部端子７、８に接続されていることに変わりはなく、この蓄電装置のコンテナの壁４の表面に配置されている部分が、本件発明１の「端子接続部材」に相当する。仮に、図１４の構成について異なる評価をしたとしても、図１４は乙２３に係る複数の発明の中の一実施例であり、乙２３発明がこの態様に限られるものではない。

加えて、前記のとおり、蓄電池の外部接続端子にかかる回転力（回転トルク）によって問題が生ずることは周知の課題であり、当業者が適宜配慮すべき設計上の事項であった。乙２３の電流板４を含む構成（リチウムイオン電池において、カバー４の外方に配置されるとともに、正端子８に接続される陰極（カソード）側の導電体要素５、及び、カバー４の外方に配置されるとともに負端子７に接続される陽極（アノード）側の接続手段６（６ａ）という構成）は、明らかに外部接続端子の回転力

が蓄電池の内部に直接伝わらない構造を有しているから、当業者には、乙 2 3 の構成を採用することにより外部接続端子の回転トルクの問題をなくすことについての動機付けがある。

(エ) 以上のとおり、乙 9 発明に乙 1 2 構成、乙 2 2 構成又は乙 2 3 構成を適用することによって、当業者は容易に本件発明 1 を想到するから、本件発明 1 は進歩性を欠くものであり、無効である。

イ 争点 2-2 (本件発明 1 についての乙 1 0 発明に基づく進歩性欠如) について

(ア) 乙 1 0 発明に乙 1 2 構成を適用することについて

乙 1 2 構成が本件発明 1 の構成要件 A 4 に相当する構成であることは、前記ア (ア) のとおりである。

また、乙 1 0 発明は、大型の平角型のリチウムイオン二次電池等を製造するのに適用して好適な平角型二次電池の製造方法に関する発明であり (段落【0001】)、乙 1 2 に記載された密閉型二次電池と同様に、電池の外装体から外方向に突出した 2 本の外部接続端子を備えているから (【図 3】及び【図 7】)、外部接続端子をナット締めして接続する際に生じる回転トルクによって、乙 1 2 の記載と同様に、極板間短絡、リード板の溶接外れによる特性低下、断線、気密性の低下又は接触抵抗の増大といった問題が生ずることが容易に予測できる。この問題に対してオフセット接続によって対処することは周知技術である。

そうすると、当業者には、乙 1 0 発明のリチウムイオン電池において予測されるこれらの課題を解決するために、乙 1 2 に記載された構成を適用し、発電要素からの取出し電極部と外部接続端子とを電池を収納する容器の外で接続部材を用い、オフセットして接続することについて動機付けがあり、当業者において、乙 1 0 発明に乙 1 2 構成を適用することにより、相違点に係る構成とすることは容易になし得たことであった。

(イ) 乙１０発明に乙２２構成を適用することについて

原判決の判断が、正極及び負極の一方にしかヒューズを設けないことを前提とした点において誤りであること、乙２２公報からヒューズの構成のみを抜き出して「正極又は負極の一方のみに使用する」ものと断ずることは妥当でなく、「ヒューズ」の構成が電池負極又は正極の一方にしか用いられないこととは直結しないこと、リチウムイオン電池を含む蓄電池において、外部接続端子にかかる回転力（回転トルク）によって問題が生ずることが周知の課題であり、当業者が適宜配慮すべき設計上の事項であり、当業者には、乙２２の構成（電池エンクロージャ部分３０の上部に配置されるとともにスタッド１２に接続される電流板４という構成）を採用することによって外部接続端子の回転トルクの問題をなくすことに動機付けがあったことは、前記ア(イ)のとおりである。

さらに、乙１０発明は従来技術が有していた「局所的な発熱を招き、非常に危険である」（段落【０００８】）、「局部発熱を招く不都合がある」（段落【００１０】）といった課題を解決することを目的としていたのに

対し、乙２２公報記載の発明も従来技術が有していた「電流の遮断時に電池ガスに着火する危険性」を減少させる（段落【０００７】）ことを目的としており、電池の使用時における安全性を確保するという点において、課題及び目的を共通している。集電部材から外部端子までの通電経路の構造が異なるとしても、電氣的に接続されているという点では同様なのであって、そのような設計事項にすぎない些細な違いは当業者にとって何ら阻害事由とはならない。

したがって、乙１０発明に乙２２構成を適用する動機付けがあり、容易想到性が認められる。

(ウ) 乙１０発明に乙２３構成を適用することについて

乙２３構成が構成要件Ａ４に相当する構成であること、蓄電池の外部

5

接続端子にかかる回転力（回転トルク）によって問題が生ずることが周知の課題であり、当業者が適宜配慮すべき設計上の事項であって、当業者には、乙 2 3 の構成を採用することにより外部接続端子の回転トルクの問題をなくすことについて動機付けがあることは、前記ア(ウ)のとおりである。

10

また、乙 1 0 発明は従来技術が有していた「局所的な発熱を招き、非常に危険である」（段落【0008】）、「局部発熱を招く不都合がある」（段落【0010】）といった課題を解決することを目的としていたのに対し、乙 2 3 公報記載の発明も「安全上の理由」のため「異常な温度上昇」に対応することも目的としていたのだから（段落【0001】）、電池の使用時における温度上昇を防止して安全性を確保するという点において、課題及び目的を共通にしている。

15

したがって、乙 1 0 発明に乙 2 3 構成を適用する動機付けがあり、容易想到性が認められる。

(エ) 以上のとおり、乙 1 0 発明に乙 1 2 構成、乙 2 2 構成又は乙 2 3 構成を適用することによって、当業者は容易に本件発明 1 を想到するから、本件発明 1 は進歩性を欠くものであり無効である。

ウ 争点 2－3（本件発明 1 についての乙 1 1 発明に基づく進歩性欠如）について

20

(ア) 乙 1 1 発明に乙 1 2 構成を適用することについて

乙 1 2 構成が本件発明 1 の構成要件 A 4 に相当する構成であることは、前記ア(ア)のとおりである。

25

また、乙 1 1 発明は、密閉形電池、特に巻回式の発電要素を採用した密閉形電池に関する発明であり（段落【0001】）、乙 1 2 に記載された密閉形二次電池と同様に電池の外装体から外方向に突出した 2 本の外部接続端子を備えているから（【図 1】、【図 4】及び【図 5】）、外部接続

端子をナット締めして接続する際に生ずる回転トルクによって、乙 1 2 の記載と同様に極板間短絡、リード板の溶接外れによる特性低下、断線、気密性の低下又は接触抵抗の増大といった問題が生ずることが容易に予測できる。この問題に対してオフセット接続によって対処することは周知技術である。

そうすると、乙 1 1 発明の密閉形電池において予測されるこれらの課題を解決するために、乙 1 2 構成を適用し、発電要素からの取出し電極部と外部接続端子とを、電池を収納する容器の外で接続部材を用い、オフセットして接続することについては、当業者に動機付けがあり、当業者において、乙 1 1 発明に乙 1 2 に記載された電極構成を適用することにより、相違点に係る構成とすることは容易になし得たことであった。

(イ) 乙 1 1 発明に乙 2 2 構成を適用することについて

原判決の判断が、正極及び負極の一方にしかヒューズを設けないことを前提とした点において誤りであること、乙 2 2 公報からヒューズの構成のみを抜き出して「正極又は負極の一方のみに使用する」ものと断ずることは妥当でなく、「ヒューズ」の構成が電池負極又は正極の一方にしか用いられないこととは直結しないこと、リチウムイオン電池を含む蓄電池において、外部接続端子にかかる回転力（回転トルク）によって問題が生ずることが周知の課題であり、当業者が適宜配慮すべき設計上の事項であり、当業者には、乙 2 2 の構成（電池エンクロージャ部分 3 0 の上部に配置されるとともにスタッド 1 2 に接続される電流板 4 という構成）を採用することによって外部接続端子の回転トルクの問題をなくすことに動機付けがあったことは、前記ア(イ)のとおりである。

加えて、乙 1 1 発明と乙 2 2 公報記載の発明とでは、集電部材から外部端子までの通電経路の構造が異なるとしても、電氣的に接続されているという点では同様なのであって、そのような設計事項にすぎない些細

な違いは当業者にとって何ら阻害事由とはならない。

したがって、乙 1 1 発明に乙 2 2 構成を適用する動機付けがあり、容易想到性が認められる。

(ウ) 乙 1 1 発明に乙 2 3 構成を適用することについて

5 乙 2 3 構成が構成要件 A 4 に相当する構成であること、蓄電池の外部
接続端子にかかる回転力（回転トルク）によって問題が生ずることが周
知の課題であり、当業者が適宜配慮すべき設計上の事項であって、当業
者には、乙 2 3 の構成を採用することにより外部接続端子の回転トルク
の問題をなくすことについて動機付けがあることは、前記ア(ウ)のとおり
10 である。

したがって、乙 1 1 発明に乙 2 3 構成を適用する動機付けがあり、容易想到性が認められる。

(エ) 以上のとおり、乙 1 1 発明に乙 1 2 構成、乙 2 2 構成又は乙 2 3 構成
を適用することによって、当業者は容易に本件発明 1 を想到するから、
15 本件発明 1 は進歩性を欠くものであり無効である。

(3) 争点 4－1（本件特許権 1 の侵害に係る損害の発生及びその額）について

ア 原判決は、控訴人各製品全体の売上額を基準として実施料相当額を計算
したが、「電池において、作製を容易にすることができる電池を提供するこ
とを目的としている」（本件明細書 1 段落【0008】）本件発明 1 の技術
20 的内容を踏まえると、控訴人製品 1 及び 3 の一部品である「電池」（電池セル）
の中のにさらに一部品である「電池引出端子と端子接続部材と外部接続
端子からなる端子」に相当する構成部分（控訴人においては「天板組立品」
と呼んでいる。）のみが算定基礎とされるべきである。特許発明を適用した
部品が製品全体の一部にすぎない場合に、売上全体を基準とした上で相当
25 実施料率の算定に際して当該事情を考慮すべきとする考え方は適切では
ない。

控訴人製品 1 及び 3 のうち本件発明 1 が適用されている部分の売上は ●●●●●●●●●●●●●●●●円であり（乙 6 1）、本件発明 1 の控訴人製品 1 及び 3 への貢献は極めて限定的であり、また、需要者が購入製品を選択する際に何ら影響を与えないものである。このような事情に、二次電池の分野における他の事例や統計データに照らし合わせれば、適切な実施料率は、控訴人製品 1 及び 3 の対象部分の売上の●●を超えるものではない。

イ 原判決が実施料相当額の算定の根拠として挙げた甲４３は、１０年以上前の統計資料であって本件の参考となるものではないし、そもそも、個々の事例における特殊性が著しいライセンス契約において、統計的な数値を参照することに合理性がない。控訴人がライセンス料率の実例（乙７２、７３）を示して適正な実施料率の算定を提示したにもかかわらず、原判決は、何ら理由を示すことなく、これらの証拠を無視して統計資料のみを根拠としたものであり、参照すべき資料を誤っている。加えて、甲４３のうち被控訴人の提出していない部分（乙７４）には、「１つのデバイスが関連する特許は膨大な量になるため、１件あたりのロイヤルティ料率を決めるとなると、１００％を超えてしまうため、ポートフォリオ全体として管理をしている」との記載があり、この事情は控訴人製品１及び３にも当てはまるものである。この点からも、原判決が当該報告書記載の料率のみを根拠としたことは誤りである。また、原判決は、甲４３につき、司法決定によるロイヤルティ料率のうち「電気」の分野に係る数値を摘示しているが、「電池」である控訴人製品１及び３について「電気」のロイヤルティ料率を根拠とすること自体誤りである。

このように、原判決は、相当実施料率を算定する際に参照すべき資料を誤り、現時点における日本の電池業界の実態を全く反映していない統計資料を根拠とした結果、相当実施料率を不適切に高く算定している。

控訴人製品 1 及び 3 の売上全体に対する相当実施料率は、控訴人が過去

[illegible]

ウ 本件発明 1 は、電池の機能に何らかの影響を与えるものではなく、電池の構造に何らかの革命をもたらしたものでもなく、電池作製に際してごく一部の工程を容易にしたのみであって、その技術的意義は乏しい。

本件発明 1 の構成要件 B 2、C 2 及び A 4 は、いずれも過去に特許不成立となった発明に係る構成を寄せ集めたものにすぎない。

本件発明 1 が端子接続部材と集電接続板の本体部の構成を備えている技術的意義が、原判決が示すとおり、「電池外装体の内外において、外部接続端子と集電接続板の接続板部との間の距離を長くすることができるようになり、外部接続端子に加えられるトルクや衝撃を接続板部と発電要素の活物質未塗工部との接続部分に伝わりにくくすることが可能となり、当該接続部分を損傷させたり、当該接続部分での接合が外れたりすることを防止できることにある」としても、このような構成とその効果については周知であり、本件発明 1 の効果として何ら特筆すべきものではなく、かつ、そもそも外部接続端子に回転力が加わったとしても、集電接続板と端子接続部材との接続点は蓋体により固定されて回転しないようになっているのだから、上記構成がないとしても接合部分には何ら影響を及ぼさない。したがって、本件発明 1 の上記効果は、控訴人製品 1 及び 3 においては意義に乏しいものであり、本件発明 1 の効果を評価するのであれば、本件明細書 1 に記載された電池の「作製を容易にする」点に限られるべきである。

そうすると、乙 6 6 ないし 6 9 の公開特許公報に記載の構成は、電池において作製を容易にする効果を発揮するものであるから、いずれも本件発

明 1 の代替技術であり、これらを考慮すれば、本件発明 1 の技術的価値は
微少である。

しかも、本件明細書 1 の記載によれば、本件発明 1 は、従来技術において
「上記非水電解質二次電池は、上方に突出する端子 3 に接続された集電
5 接続板 2 を横置き of 発電要素 1 の正極 1 a や負極 1 b における直線部の
垂直になって重なり合った部分に沿わせて接続するために、波板状の複雑
な形状の板材を組み合わせたか、端子 3 にも接続し難い形状にならざるを
得ないため、作製が困難になるという問題があった」(段落【0006】)、

「薄いアルミニウム箔や銅箔を挟み込んで超音波溶接を行なっても十分に
10 に溶着させることができないという問題も生じていた。また、この集電接
続板 2 は、2 個の発電要素 1 ごとに幾重にも重なり合ったアルミニウム箔
や銅箔を波板状の各凹部に同時に挿入して挟み込む必要があり、この組み
立て時の作業性が悪くなるという問題もあった。」(段落【0007】)とい
う課題があったことに対し、「作製の容易化」という効果を図ったものであ
る。しかし、控訴人製品 1 及び 3 においては、クリップ部材で活物質未塗
15 工部をあらかじめまとめる構成とすることによって、上記各課題は解消さ
れており、本件発明 1 を適用するまでもなく、作製が容易になる効果が十
分に生じており、上記構成は、本件発明 1 とは全く異なる発明の効果であ
り、代替技術である。すなわち、控訴人製品 1 及び 3 は代替技術の効果が
20 生じている場合であるから、控訴人製品 1 及び 3 において、本件発明 1 が
有意義な効果を生じているとはいえない。

以上によれば、控訴人製品 1 及び 3 では、本件発明 1 に特有の効果を何
ら得られていないから、仮にこれらの製品が本件発明 1 の技術的範囲に属
すると判断されたとしても、これらの製品の売上げに対する貢献は極めて
25 低い。

エ 原判決は、控訴人が確定した文書提出命令によって提出を命じられた文

書の提出を拒み、被控訴人が控訴人製品 1 及び 3 の正確な売上高の開示を受けることができなかったことを挙げて、実施料の算定に当たり考慮されるべき（上振れさせる）要因に当たると判断した。

5 しかし、控訴人は、文書提出命令に関して特許法の規定する真実擬制の効果が生ずることを踏まえて、対象文書の最終的な立証対象である売上額について当事者間における争いをなくし、審理促進に貢献したのであって、
10 原判決はこれを控訴人にとって不利に評価しており、不当である。原判決のように、自白が成立して当事者間で争いのない売上額について、自白が成立した経緯を摘示して相当実施料を上振れさせてしまえば、実質的には
15 自白が成立した金額よりも高い売上額を裁判所が認定したに等しく、弁論主義を逸脱する。

4 当審における被控訴人の補充主張

(1) 争点 1－2（控訴人製品 2 が構成要件 F 2 及び G 2 を充足するか）について

15 本件発明 2 の構成要件 F 2 は「前記蓄電装置は、複数の前記蓄電素子が収容される外装体本体と、前記外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐ内蓋部及び外蓋部を有する蓋体とを備え、」であり、この記載を通常の意味に理解すれば、外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐのは蓋体であり、蓋体が「内蓋部」及び「外蓋部」を有するものであるとしか理解できず、「内蓋部が外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐことを特定するものである」などとは認められない。
20

 また、本件明細書 2 には、内蓋部は全ての蓄電素子の容器蓋部の上面を覆うように配置されていることに限定されず、一部の容器蓋部の上面を覆うように配置されていても構わないことが明記されており（段落【0054】）、
25 内蓋部が一部の蓄電素子の容器蓋部の上面を覆うにすぎない場合は、残部の蓄電素子の容器蓋部の上面は覆われないことになるから、本件発明 2 が内蓋

部のみで外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐ構成に限定されないことは、
本件明細書 2 の記載からも明らかである。本件明細書 2 の段落【0011】、
【0031】及び【0032】においても、本件発明 2 において、外装体本
5 体の開口部を塞ぐのは蓋体であり、当該蓋体が「内蓋部」及び「外蓋部」を
有していることが説明されている。

被控訴人が本件発明 2 の出願時に提出した平成 29 年 7 月 24 日付け上
申書（甲 22）には、外装体が密閉構造であるとの記載が存在し、本件発明
2 において外装体は外装体本体と蓋体を有するから（本件明細書 2 の段落【0
031】）、被控訴人は、出願過程において、本件発明 2 は外装体本体と蓋体
10 により密閉構造をとっていることを主張している。

さらに、本件発明 2 は、蓄電素子から発せられる熱による電気機器への影
響を低減することを目的とし（本件明細書 2 の段落【0004】、【0005】）、
蓋体の内蓋部を外蓋部と蓄電素子との間に配置することにより、蓄電素子か
ら発せられる熱を内蓋部によって遮断し、蓄電素子から発せられる熱による
15 電気機器への影響を低減することができるものであるが（段落【0012】）、
内蓋部が蓄電素子を覆う部分が一部であっても、覆われている部分において
は蓄電素子から発せられる熱を吸収及び反射することにより、内蓋部がない
場合と比較して、伝熱のうち、ふく射伝熱が大幅に低減され、本件発明 2 の
課題を解決できるから、本件発明 2 の構成要件 F 2 を、その通常の用語の意
20 味に反してまで、「内蓋部が外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐことを特
定するものである」などと限定して解釈すべき理由はない。

原判決は、蓄電素子の熱による電気機器への影響を解決するために、外装
体本体の開口部を密閉状態で塞ぐものと、被控訴人の主張を理解しているよ
うであるが、本件発明 2 の課題の認定を誤り、被控訴人の主張を誤解してい
25 る。

また、原判決は、本件明細書 2 の段落【0054】は、本件発明 2 の「密

閉」される構成とは異なる形態について説明したものと理解するのが相当である旨判示するが（４１頁１８～２５行）、本件特許２の請求項１に記載の発明も「前記外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐ内蓋部及び外蓋部を有する蓋体と、」を発明特定事項としており（甲４）、請求項３以下は請求項１又は

5

２を引用する発明であることから、原判決の解釈はとり得ない。

以上のとおり、本件発明２の構成要件Ｆ２は、蓋体（内蓋部と外蓋部）により外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐ構成であればよい。

10

そして、控訴人製品２は、容器の開口部を中蓋及び上蓋により密閉状態で塞いでおり、５か所のスリットを設けていても、中蓋により電池からの熱を遮断して、電池監視部への熱による影響を低減していることから、本件発明２の構成要件Ｆ２を充足する。

(2) 争点４－１（本件特許権１の侵害に係る損害の発生及びその額）について

15

ア 控訴人は、被控訴人から本件特許権１の侵害の警告を受けた後も、控訴人製品１及び３に使用するリチウムイオン蓄電池の設計変更を行っておらず、本件発明１は上記リチウムイオン蓄電池に必要不可欠な技術であり、その実施の価値は極めて高い。本件発明１は、大型の蓄電池において、作製を容易にするとともに、電池の耐久性の向上及び端子と接続部材との接触抵抗を低減する（本件明細書１の段落【００２１】）という電池の機能に直接的に資する発明である。

20

また、控訴人製品１における蓄電システムは、蓄電池（リチウムイオン電池）がなければ成り立たない製品であり、単なる価格割合を超える貢献がある。まして、控訴人製品３における「電池パック」は、その構成及び価格の大部分を蓄電池が占めている。

25

したがって、本件発明１は、控訴人製品１及び３に使用されているリチウムイオン電池に貢献する程度が高いのみならず、控訴人製品１及び３に占める貢献も極めて高い。

以上の点に加え、原判決が認定した事実関係等を前提とすると、本件発
明 1 の実施に対して受けるべき料率は、少なくとも●●●を下らない。こ
れを●●とした原判決の判断は、極めて低きに失する。

イ 原判決は、特許権侵害行為時の税率に応じて、損害賠償に係る消費税の
税率を決定すべきとする。

しかし、被控訴人が特許権侵害の有無を争い、訴訟に至った場合、損害
賠償金が確定するのは判決確定時である。そして、消費税法基本通達 9 -
1 - 2 1 の定めに基づけば、額が確定した日に資産等の譲渡があったもの
とされるから、損害の発生時期を問わず、税率は 1 0 % となる。

10 5 当審における被控訴人の追加主張（均等侵害）

仮に、控訴人製品 2 が、原判決の構成要件 F 2 の解釈を前提として、同構成
要件を文言上充足しないとしても、以下のとおり、控訴人製品 2 は本件発明 2
と均等である。控訴人製品 2 が本件発明 2 の構成要件 G 2 を充足することは、
原審において被控訴人が主張したとおりである。

15 (1) 相違部分

原判決の構成要件 F 2 の解釈を前提とすると、本件発明 2 の構成要件 F 2
は、内蓋部により外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐものであるのに対し、
控訴人製品 2 は、中蓋に 5 か所のスリットが存在するものの、電池監視部を
保護ケースと上蓋の上面部により密閉している点が相違部分である。

20 (2) 相違部分が本件発明 2 の本質的部分でないこと

本件明細書 2 の段落【0 0 0 4】ないし【0 0 0 6】、【0 0 2 3】、【0 0
6 1】によれば、本件発明 2 の本質的部分は、蓄電装置において、蓄電素子
から発せられる熱による電気機器への影響を低減することを目的として、内
蓋部と外蓋部との間に電気機器を配置し、内蓋部により蓄電素子から発せら
れる熱を遮断し、もって蓄電素子から発せられる熱による電気機器への影響
を低減することとした点にあると認められる。

控訴人製品 2 は、内蓋部に相当する中蓋を有し、単に中蓋にわずかなスリットを設けているにすぎないことから、本件発明 2 による課題解決方法に影響を与えるものではなく、相違部分は本質的部分でない。

- 5 (3) 相違部分を控訴人製品 2 のものと置き換えても本件発明 2 の目的を達することができ、同一の作用効果を奏すること

控訴人製品 2 の保護ケースには隙間等は存在せず、控訴人製品 2 の電池監視部は保護ケース及び上蓋の上面部からなる空間に完全に密閉されるものであり、その結果、電池監視部の電池から発せられる熱による電気機器への影響を低減するとの、本件発明 2 と同一の作用効果を奏するものである。

- 10 (4) 上記(3)のとおり置き換えることに、控訴人製品 2 の製造時に、当業者であれば容易に想到可能であること

電池から発せられる熱を遮断するために、スリットのある中蓋に加えて、隙間のない保護ケースにより電池監視部を囲繞することは、控訴人製品 2 の製造時に当業者であれば容易に想到可能な構成にすぎない。

- 15 (5) 控訴人製品 2 が、本件特許 2 出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから容易に推考できたものでないこと

控訴人製品 2 は、本件特許 2 出願時における公知技術と同一ではなく、かつ、当業者が当該公知技術から容易に推考できたものではない。

- 20 (6) 控訴人製品 2 の構成が本件特許 2 の出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情が存在しないこと

本件特許 2 の出願手続において、控訴人製品 2 の構成を意識的に除外したような特段の事情は存在しない。

6 当審における被控訴人の追加主張に対する控訴人の反論

- 25 (1) 控訴人製品 2 においては、上蓋の上面部の保護ケース側に、発泡スチロールが貼り付けられており、保護ケースと上蓋の上面部とは発泡スチロールを介して接しているところ、発泡スチロールは単なる緩衝材として貼り付けら

れているものであって、電池監視部が保護ケースと上蓋の上面部により密閉されているものではないから、被控訴人の主張する相違部分は事実と反するものである。

5 (2) 本件発明 2 は、蓄電素子から発せられる熱による電気機器への影響を低減するという課題に対して、外装体本体に蓄電素子を配置して、内蓋部で外装体本体の開口部を密閉するという、外装体における特定の構成により当該課題を解決するものである。したがって、蓄電素子が入っている外装体の開口部を密閉する構成は、本件発明 2 の本質的部分に該当する。これに対して、
10 控訴人製品 2 について被控訴人の主張する相違部分は、「電池監視部を保護ケースと上蓋の上面部により密閉している」というものであり、蓄電素子が入っている外装体本体の開口部を密閉していない（控訴人製品 2 ではむしろ電池監視部の方を密閉した空間内に存置している）のであるから、控訴人製品 2 と本件発明 2 とは、その本質的部分において相違している。本件発明 2 は、外装体の特定の構造を示すことにより、蓄電素子から発せられる熱による電気機器への影響を低減するという課題の実現手段を提供するものである
15 から、当該特定の構造自体が特許発明の本質的部分に該当する。控訴人製品 2 のように異なる構造をとるものは、およそ別個の発明と評価されるべきものであり、均等の第 1 要件を充足しない。したがって、均等のその余の要件について検討するまでもなく、被控訴人の均等の主張は理由がない。

20 第 3 当裁判所の判断

当裁判所は、控訴人製品 1 及び 3 は本件発明 1 の技術的範囲に属するものであり、本件特許 1 が無効であるとは認められないから、控訴人が控訴人製品 1 及び 3 を製造、販売等したことは本件特許権 1 を侵害するものであり、他方、
25 控訴人製品 2 は本件発明 2 の技術的範囲に属すると認められず、当審において被控訴人がした控訴人製品 2 に関する均等の主張も認められないものであって、被控訴人の請求は、原判決と同じく、控訴人に対し、5 億 2 9 2 8 万 5 9 4 5

円及びうち 3 億 6 8 8 2 万 1 5 6 0 円に対する令和 2 年 3 月 3 1 日から支払済みまで年 5 パーセントの割合による金員、うち 1 億 6 0 4 6 万 4 3 8 5 円に対する令和 4 年 5 月 2 7 日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による金員の支払を求める限度で理由があり、その余の請求はいずれも理由がないものと判断する。

その理由は、後記 1 のとおり当審における控訴人の補充主張に対する判断を、後記 2 のとおり当審における被控訴人の補充主張に対する判断を、後記 3 のとおり当審における被控訴人の追加主張に対する判断を、それぞれ付加するほか、原判決第 4（原判決 3 6 頁 2 3 行目から 5 4 頁 1 9 行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決 5 3 頁 1 行目の前に、「被控訴人は、控訴人による本件特許権 1 の侵害行為によって生じた被控訴人の損害に消費税相当額が含まれる旨主張するところ、控訴人は、消費税相当額が損害に含まれること自体については争っていない。」を加える。

1 当審における控訴人の補充主張に対する判断（以下、本項に記載された段落番号は、特段の記載のない限り、本件明細書 1 の段落を指す。）

(1) 前記第 2 の 3(1)（争点 1－1（控訴人製品 1 及び 3 が構成要件 B 2 及び C 2 を充足するか）について）の主張について

ア 控訴人は、前記第 2 の 3(1)アのとおり、本件発明 1 の発電要素には積層型が含まれないと主張する。

(ア) 本件明細書 1 は、背景技術として、「大型の非水電解質二次電池における従来の発電要素 1 と集電接続板 2 と端子 3 との接続構造」を、図 3 を引用して（段落【0 0 0 2】）説明する。具体的には、その発電要素 1 は、「正極 1 a と負極 1 b をセパレータを介して長円筒形に巻回した」発電要素であり、その「正極 1 a は帯状のアルミニウム箔の表面に正極活物質を担持させ、負極 1 b は帯状の銅箔の表面に負極活物質を担持させた

もの」で、「これらの正極 1 a と負極 1 b は、それぞれ帯状の片方の側端部に活物質を塗布しない未塗工部を設けておき、この未塗工部でアルミニウム箔と銅箔が露出するようにして」あり、「これらの正極 1 a と負極 1 b は、発電要素 1 の巻回の際に、巻回軸に沿って互いに反対方向にずらすことにより、長円筒形の一方（図示右下）の端面には正極 1 a の側端部のアルミニウム箔のみがはみ出し、他方（図示左上）の端面には負極 1 b の側端部の銅箔のみがはみ出すようにしているものである（段落【0002】）。そして、【図3】に示されるように、2 個の発電要素 1，1 は、長円筒形の平坦な側面同士が直立して重なり合うように横置きに並べられ、これらの発電要素 1，1 の双方の端面で、それぞれ波板状の集電接続板 2，2 に、各発電要素 1 の端面からはみ出した正極 1 a のアルミニウム箔や負極 1 b の銅箔を接続するようになっており、正極側となる端子 3 を接続固定した集電接続板 2 は、波板状の各凹部に発電要素 1，1 の一方の端面からはみ出した正極 1 a のアルミニウム箔を挟み込んで超音波溶接により接続固定し、負極側となる端子 3 を接続固定した集電接続板 2 は、波板状の各凹部に発電要素 1，1 の他方の端面からはみ出した負極 1 b の銅箔を挿入して超音波溶接により接続固定している（段落【0003】）。

このようにして作製される非水電解質二次電池は、発電要素が長円筒形の平坦な側面が直立するように横置きに並べて収納されることで、設置のスペース効率が良いものとなるが（段落【0005】、【0022】）、集電接続板 2 を横置きの発電要素 1 の正極 1 a や負極 1 b における直線部の垂直になって重なり合った部分に沿わせて接続するため、作製が困難になる問題があり（段落【0006】）、集電接続板 2 は、電流容量を高めるために、波板状の部分の板厚もある程度厚くする必要があり、薄いアルミニウム箔や銅箔を挟み込んで超音波溶接を行っても十分に溶着

させることができないという問題等も生じていた（段落【０００７】）。

本件特許１に係る発明は、かかる事情に対応して改良された電池において、作製を容易にすることができる電池を提供することを目的としており（段落【０００８】）、本件発明１は、集電接続板を外部接続端子と発電要素とに容易に接続することができるため、容易に電池を作製することができるようになる（段落【００１０】）。

このように、本件明細書１の背景技術及び発明が解決しようとする課題の記載は、巻回型の発電要素を前提としたものとなっているが、これらの課題は、その内容からすれば、発電要素が巻回型であるもののみならず、積層型の場合であっても当てはまるものである。

すなわち、本件明細書１の段落【００２９】は、「積層型の発電要素１の場合にも、積層の端面からはみ出した正極１ａや負極１ｂの金属箔を同様に接続固定することができる。」と記載しており、そのような端面からはみ出した正極及び負極の金属箔を有する積層型の発電要素は、その端部において巻回型の発電要素と構造を共通にしているものであるから、段落【０００６】、【０００７】に記載された発電要素の端面からはみ出した正極及び負極の金属箔の接続固定に関する上述の課題は積層型の発電要素においても同様に生じるものと認められる。

以上によれば、本件発明１が解決しようとする課題が巻回型の発電要素に特有の課題であるとの理由で、本件発明１が巻回型の発電要素に限定されると解することはできない。

そして、本件特許１の特許請求の範囲の請求項１には、発電要素自体の構成として、正極・負極があること、「発電要素」の一端部に正極の活物質未塗工部があり、他端部に負極の活物質未塗工部があること、正極・負極に活物質塗工部があることが記載されているが、これらの構成は、積層型の発電要素の構成としても存在し得るものである。他方、同請求

項 1 には、本件特許 1 の発電素子が巻回型に限られることを示す記載はない。

そうすると、本件発明 1 の電池は、その発電要素が巻回型であるものに限定されるものではなく、段落【0029】に記載されている積層型の発電要素を有するものも含むと認められる。

上記検討の内容に照らせば、本件明細書 1 の実施形態に示された発電要素が巻回型のもののみであり、積層型の発電要素が実施形態として記載されていないとしても、そのことをもって、段落【0029】の記載が存在するにもかかわらず、本件発明 1 の電池が巻回型の発電要素のもののみに限定されると解することはできない。そして、控訴人製品 1 及び 3 が積層型であるために構成要件 B 2 及び C 2 を充足しないと解することもできない。

(イ) 控訴人は、被控訴人が本件特許 1 の審査過程において提出した意見書（甲 20）において、「発電要素の活物質未塗工部の外側面（活物質未塗工部の最外周面）」との記載をしていることを挙げ、被控訴人が上記審査過程において、構成要件 B 2 にいう「外側面」とは、発電要素の活物質未塗工部の最外周面、すなわち、巻回型の発電要素において巻回された金属箔の活物質未塗工部のうちの巻回軸に対して最も外側にある面を意味していることを前提として、意見を述べていたと主張する。

しかし、甲 20 の意見書と同時に提出された手続補正書により行われた補正後の請求項 1 においては、「活物質未塗工部の外側面」との文言が用いられており、それについて「活物質未塗工部の最外周面」との限定はされておらず、他方、上記意見書において、上記補正が出願時の明細書等の記載の範囲内であり、新規事項を追加するものではないことを示すために、実施形態の巻回型の発電素子について述べた明細書等の記載を挙げていることからすると、上記の「発電要素の活物質未塗工部の外

側面（活物質未塗工部の最外周面）」との記載のうち、「活物質未塗工部の外側面」は請求項 1 に用いられた文言を記載したものであるのに対し、括弧内の「活物質未塗工部の最外周面」は、明細書等を実施形態として記載された巻回型の発電要素において「活物質未塗工部の外側面」に対応した構成を表現したものであり、実施形態（実施例）に関する説明として記載されたものと解される。したがって、被控訴人が、本件特許 1 の審査過程において、巻回型の発電要素を前提とした意見を述べていたとは認められず、被控訴人が本件発明 1 の電池は積層型の発電要素を有するものを含むと主張することが禁反言により許されないとも解されない。

控訴人は、本件特許 1 の特許請求の範囲の請求項 2 の記載を根拠として請求項 1 の発明が巻回型に限定されないと解することはできない旨主張する。しかし、特許法 36 条 5 項前段には、特許請求の範囲には、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならないと規定され、同法 70 条 1 項には、特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならないと規定されていることからすれば、各請求項に係る発明には、特許請求の範囲における記載の差異に応じた差異があることが前提であり、しかも、上記(ア)で検討したように、本件明細書の記載等によっても請求項 1 の発電要素を請求項 2 に記載の巻回型に限定して解釈すべき事情も見当たらない。そうすると、同法 36 条 5 項後段において、特許請求の範囲の各請求項に係る発明が同一である記載となることは妨げられない旨が確認的に規定されているからといって、それによって、ある請求項に係る発明の内容の解釈に当たり、他の請求項の記載を参酌することができないものであるとはいえず、本件特許 1 の特許請求の範囲において、請求項 2 として「前記発電要素

は、巻回型の発電要素である「請求項 1 記載の電池」との請求項を置いていることを根拠の一つとして、請求項 1 記載の電池の発電要素は巻回型のものに限られないと解することが不当であるとはいえない。

(ウ) 以上によれば、前記第 2 の 3 (1) アの控訴人の主張は採用することができない。

イ 控訴人は、前記第 2 の 3 (1) イのとおり、控訴人製品 1 及び 3 は、セパレータにより覆われた四つの生産積層単位が絶縁テープでまとめられて構成されており、四つの生産積層単位全体をもって一つの発電要素とみるべきであるから、本件発明 1 の発電要素に積層型が含まれるとしても、控訴人製品 1 及び 3 では、接続板部は「活物質未塗工部の外側面」ではなく「内側面」に接していると主張する。

しかし、本件特許 1 の特許請求の範囲の記載及び本件明細書 1 のいずれにも、控訴人が主張する「生産積層単位」についての記載はない。

段落【0027】は、「発電要素 1 の個数は限定されず、1 個以上であれば何個の発電要素 1 を用いる非水電解質二次電池であってもよい」、「各発電要素 1 の正負極にそれぞれ少なくとも 1 本以上の接続板部 2 b が配置されていればよい」と記載されていることからすれば、本件発明 1 の「発電要素」は、正極及び負極を有し、正負極にそれぞれ少なくとも 1 本以上の接続板部が配置されて発電要素として機能するまとまりの最小単位をもって 1 個と把握すべきものといえる。

そして、控訴人が主張する「生産積層単位」は、正極及び負極を有し、正負極にそれぞれ 1 本の接続板部が配置されている単位であるから、この単位が本件明細書 1 の「発電要素」に当たるものであると認められ、控訴人製品 1 及び 3 において、四つの「生産積層単位」がまとめられたものが本件発明 1 の「発電要素」に対応すると解することはできない。

また、本件発明 1 の実施形態が発電要素を二つ有するケースであること

を根拠に、控訴人製品 1 及び 3 の四つの発電要素をあえて二つの発電要素に分けて検討することが適切であるとも解されない。

控訴人は、本件発明 1 は、外側面と内側面が存在する発電要素についてあえて集電接続板を接続することが特徴であるところ、発電要素が四つであると内側面が実質的に存在しないことになるから、このように発電要素を四つとして考える構成を控訴人製品 1 及び 3 に適用することは適切でないとも主張する。しかし、本件明細書 1 には「内側面」に関する記載は存在せず、本件発明 1 の特徴が控訴人の主張する上記内容のとおりであると解すべき根拠は存在しない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

ウ 控訴人は、前記第 2 の 3 (1)ウのとおり、構成要件 B 2 及び C 2 の「表面が接合される」とは「接続板部」と「活物質未塗工部」のそれぞれの表面が直接接触する形で結合していることを意味すると解すべきであり、控訴人製品 1 及び 3 は、「接続板部」と「活物質未塗工部」のそれぞれの表面の間に介在物であるクリップ部材が存在するから、構成要件 B 2 及び C 2 を充足しないと主張する。

しかし、「接合」の語の辞書における定義（乙 2）からは、活物質未塗工部と接続板部の表面が直接接触していることを要するか否か一義的に明らかではないこと、段落【0026】において、接続板部 2 b と正極 1 a や負極 1 b の金属箔との接続に、挟持板 4 以外の接続部品を用いたり、いずれの接続部品を用いることなく接続を行うことも可能であることが記載されており、活物質未塗工部と接続板部とを接続固定する部材は限定されておらず、接続の態様についても限定されていないことが示唆されていると解されることからすれば、構成要件 B 2 及び C 2 の「表面が接合される」とは、活物質未塗工部と接続板部の表面が直接接触している場合に限られず、何らかの部材を介する態様も含め離れないように合わせられてい

れば足りると解されることは、原判決第４の２(２)の説示のとおりであり、
控訴人製品１及び３のクリップ部材に「接合に寄与する機能はない」との
控訴人の主張は採用することができない。

5 本件明細書１において、段落【００２６】その他の段落で、接続板部と
金属箔との間に接続部品が介在する態様の接続に関する記載がないとし
ても、挟持板以外の接続部品が接続板部と金属箔との間以外に存在するも
のに限られると解すべき根拠となる記載があるとは認められない。また、
段落【００１８】及び【００２６】の記載が、接続板部と金属箔との間に
控訴人製品１及び３のクリップ部材のような部材が存在することを排除
10 していると解すべき根拠も見当たらない。

被控訴人が本件特許１の審査過程において提出した意見書（甲２０）に
は、「接続板部の面が接合されている（面同士が接合されている）」との記
載があるが、これは、引用文献１では「複数の線と点とが接合されている」
こととの対比において用いられたものであり、この記載が、本件発明１及
15 び本件明細書１における「接合」が、接続板部の表面と金属箔の表面とが
直接接触する態様を指すことを意味しているとは解されず、甲２０の記載
全体を検討してもこの結論は変わらない。

本件発明１が、作製を容易にすることができる電池を提供することを目
的としている（段落【０００８】）ことをもって、本件発明１の電池が、活
物質未塗工部の面と接続板部の面が直接接触しているものに限られると
20 は解されない。また、被控訴人が、本件特許１の出願後に乙８８の出願を
しており、乙８８が本件発明１にいう接続板部と活物質未塗工部との間に
部材が存在するものに関する特許出願であるとしても、これをもって、本
件特許１の出願時において、接続板部と活物質未塗工部との間に部材が存
25 在するものは技術的に全く異なるものであるとか本件特許１の技術的範
囲外とされたものであると認められることにはならず、このように部材が

介在する態様が本件発明 1 の電池に含まれないと解することもできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

- (2) 前記第 2 の 3 (2) (争点 2-1 ないし 2-3 (本件発明 1 についての乙 9 発明、乙 10 発明又は乙 11 発明に基づく進歩性欠如) について) の主張について

ア 控訴人は、争点 2-1 (本件発明 1 についての乙 9 発明に基づく進歩性欠如) に関し、前記第 2 の 3 (2) アのとおり、乙 9 発明に乙 12 構成、乙 22 構成又は乙 23 構成を適用することによって、当業者は容易に本件発明 1 を想到すると主張する。

- (ア) 乙 9 発明に乙 12 構成を適用することについて

乙 12 公報の特許請求の範囲【請求項 1】の記載及び乙 12 公報の発明の詳細な説明の記載によれば、乙 12 公報に記載された「フランジ部」が、蓋体の下面に設けられており、蓋体の下面にはフランジ部の係合部に係合する回転阻止部が設けられていることにより、端子極柱に外力が加わっても端子極柱が回転することがないという効果を奏するものであると認められることは、原判決第 4 の 4 (1) イの説示のとおりである。また、乙 12 公報の段落【0080】の記載によれば、同公報記載の発明の効果として、端子極柱に一体に形成された平面状フランジ部上面と蓋体下面の間に環状パッキングを介在させ、ポール部に環状押圧バネに係止させて端子極柱を蓋体に固定することによって、環状パッキングが上下方向に圧縮され、端子極柱を蓋板に対して確実に密閉しつつ固定できるとの効果もあると認められる。

このように、乙 12 公報に記載の発明は、フランジ部が蓋体の下面に設けられていることが、発明の効果と密接に関連しているものであるから、原判決第 4 の 4 (1) の説示のとおり、乙 12 公報はフランジ部が蓋体の下面に設けられている構成を開示していると認められ、乙 12 公報に

5

10

15

20

25

本件発明 1 の構成要件 A 4 の構成に相当する構成が記載されているに等しいとはいえず、フランジ部を容器の内容に設置するか外方に設置するかが設計事項であるともいえず、乙 9 発明に乙 1 2 構成を適用しても、本件発明 1 の構成には到達しない。仮に、本件特許 1 の原出願日より前の時点で、本件発明 1 の外部接続端子に相当する部材と集電接続板に相当する部材とを接続する端子接続部材が、電池外装体の外方に配置された構成の電池が乙 2 4 ないし 3 0 により当業者に周知のものであったとしても、上記のとおり、乙 1 2 公報に記載の発明においてフランジ部が蓋体の下面に設けられていることは、発明の効果と密接に関連しているのであるから、この構成が設計事項であるとは解されない。

(イ) 乙 9 発明に乙 2 2 構成を適用することについて

乙 4 0 の公報に記載の発明は、扁平角型電池が過充電状態となって内圧が上昇し、電池が膨張した場合に、第 1 のヒューズが熔断されて、一つのルートに流れる過電流が遮断されても、別のルートで過電流が流れることになるために、第 2 のヒューズを設けているものである。また、乙 4 1 の公報に記載の発明は、複数の発電要素が並列接続してなるものであり、このためにヒューズを複数設ける必要があるものである。これに対し、乙 2 2 公報に記載の発明には、上記のような事情は存在せず、乙 2 2 公報には、自動遮断機（ヒューズ）が正の側又は負の側で 사용할ことができると記載されているのであるから（段落【0 0 1 0】）、乙 2 2 公報に記載の発明は、正極又は負極の一方のみに使用することが想定されているものであると認められ、乙 9 発明に乙 2 2 構成を適用しても、当業者が、正極と負極の双方に端子接続部材を設ける本件発明 1 の構成要件 A 4 の構成を想到し得ないとの原判決の判断に誤りはない。

また、乙 9 発明と乙 2 2 公報に記載の発明が、その課題や目的等を異にしており、乙 9 発明のケース蓋の外方に乙 2 2 公報の電流板 4 を適用

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995

することを動機付けることのないことは、原判決第４の４(２)イの説示のとおりである。さらに、乙２２公報に記載の発明は「電池用自動遮断器」であり、仮に、電池において、外部接続端子にかかる回転力によって問題が生ずることが周知の課題であったとしても、乙２２公報の発明の詳細な説明には、上記課題が存在することや、乙２２公報に記載の発明又はこの発明に用いられている構造を上記課題の解決に用いることができることに関する記載があるとは認められないから、当業者が、上記発明を構成する構造の一部にすぎない「電流板４」を、遮断機を構成する一部材であることから離れ、それ自体を上記課題の解決に用いることができるものと理解して、これを乙９発明に適用する動機付けがあるとは認められない。

(ウ) 乙９発明に乙２３構成を適用することについて

15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995

乙２３公報に記載されたケース又はカバー４（電池外装体）が、それ自体導電体要素５を構成していて、導電体要素５が電池外装体の外方に配置されているといえないことは、原判決第４の４(３)イの説示のとおりである。

20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995

乙２３公報の図１（原判決別紙「乙２３公報の図」の「図１」）は、乙２３公報に記載された第１実施形態のコンテナ１の概略分解斜視図であって（乙２３の段落【００１３】、【図面の簡単な説明】）、具体的な構成を示すものではないから、この図の記載をもって、接続手段５、６のうち、コンテナの壁４の表面に配置されている部分が本件発明１の「端子接続部材」に相当すると認めることはできない。

25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995

そして、乙２３公報の図１４（原判決別紙「乙２３公報の図」の「図１４」）において、絶縁体２１とカバー４は別の箇所位置している（同図において、「２１」と「４」の数字からそれぞれ引かれた線が指し示す場所が異なっている）から、絶縁体２１がコンテナの壁４に相当すると

はいえ、図 1 4 に関する控訴人の主張はその前提を欠くものである。

したがって、乙 2 3 構成が本件発明 1 の構成要件 A 4 に相当する構成であるとは認められず、この点に関する原判決第 4 の 4 (3) イの判断は相当である。

5 また、乙 9 発明と乙 2 3 公報に記載の発明が、その課題や目的を異にしていることは、原判決第 4 の 4 (3) ウの説示のとおりである。さらに、乙 2 3 公報に記載の発明は「ブレーカスイッチ及びブレーカスイッチを含むバッテリー」であり、仮に、電池において、外部接続端子にかかる回転力によって問題が生ずることが周知の課題であったとしても、乙 2 3 公報の発明の詳細な説明には、上記課題が存在することや、乙 2 3 公報に記載の発明又はこの発明に用いられている構造を上記課題の解決に用いることができることに関する記載があるとは認められないから、当業者が、上記発明を構成する一つの構造にすぎない「導電体要素 5」又は「接続手段 6」を上記課題の解決に用いることができるものと理解して、
10 これを乙 9 発明に適用する動機付けがあるとは認められない。
15

(エ) 以上によれば、争点 2 - 1 に関する前記第 2 の 3 (2) アの控訴人の主張は、いずれも採用することができない。

イ 控訴人は、争点 2 - 2 (本件発明 1 についての乙 1 0 発明に基づく進歩性欠如) に関し、前記第 2 の 3 (2) イのとおり、乙 1 0 発明に乙 1 2 構成、乙 2 2 構成又は乙 2 3 構成を適用することによって、当業者は容易に本件発明 1 を想到すると主張する。また、控訴人は、争点 2 - 3 (本件発明 1 についての乙 1 1 発明に基づく進歩性欠如) に関し、前記第 2 の 3 (2) ウのとおり、乙 1 1 発明に乙 1 2 構成、乙 2 2 構成又は乙 2 3 構成を適用することによって、当業者は容易に本件発明 1 を想到すると主張する。
20

(ア) しかし、乙 1 2 構成及び乙 2 3 構成が、本件発明 1 の構成要件 A 4 に相当する構成であるといえないことは、前記ア (ア) 及び (ウ) 並びに原判決
25

第4の4(1)イ、同(3)イ及び第4の5(1)の説示のとおりである。

(イ) 乙22公報に記載の発明が、正極又は負極の一方のみに使用することが想定されているものであると認められることは、前記ア(イ)並びに原判決第4の4(2)イ及び第4の5(2)の説示のとおりであるから、乙10発
5 明又は乙11発明に乙22構成を適用しても、正極と負極の双方の端子
接続部材を設ける構成要件A4を備えた本件発明1には到達しない。

(ウ) また、当業者が、乙22公報に記載の発明を構成する構造の一部にすぎない「電流板4」や、乙23公報に記載の発明を構成する構造の一部
10 にすぎない「導電体要素5」又は「接続手段6」を、電池にかかる回転
力を原因とする課題の解決に用いることができるものと理解して、これ
を乙10発明又は乙11発明に適用する動機付けがあるとは認められ
ないことは、乙9発明の場合（前記ア(イ)、(ウ)）と同様である。

(エ) 以上によれば、争点2-2に関する前記第2の3(2)イの控訴人の主張、
及び争点2-3に関する前記第2の3(2)ウの主張は、いずれも採用する
15 ことができない。

(3) 前記第2の3(3)（争点4-1（本件特許権1の侵害に係る損害の発生及び
その額）について）の主張について

ア 控訴人は、前記第2の3(3)ア及びイのとおり、①特許法102条3項の
実施料相当額の算定においては、控訴人製品1及び3の売上全体を基準と
20 すべきではなく、これらの製品の「電池引出端子と端子接続部材と外部接
続端子からなる端子」に相当する構成部分のみを算定基礎とすべきであり、
この部分のみを算定基礎とすると、適切な実施料率は●●を超えない、②
原判決は、参照すべき資料を誤って、相当な実施料率を不適切に高く算定
しており、仮に売上全体を基礎とすると、控訴人製品1及び3の売上全体
25 に対する相当な実施料率は●●●●●程度にすぎないと主張する。

しかし、リチウムイオン電池である控訴人製品1及び3は、電池の発明

である本件発明 1 の技術的範囲に属すると認められるのであって、このような控訴人製品 1 及び 3 の製造、販売による本件特許権 1 の侵害によって生じた損害に関し、控訴人製品 1 及び 3 の売上高全体に相当な実施料率を乗じて算定することが不当であるとは解されない。

5 実施料相当額の算定に当たり、株式会社帝国データバンクが作成した「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書」(甲 4 3) に掲載された、アンケート調査に基づく特許権におけるロイヤルティ料率の平均値のうち電気の技術分類の数値、及び日本の司法決定によるロイヤルティ料率のうち電気分野の数値を考慮事情とすることは相当であり、ライセンス契約に個別性があるからといって、特許法 10 2 条 3 項の実施料相当額の算定に際して上記統計を用いることができないとは解されない。上記報告書には、「デバイスに関する特許」について、一つのデバイスが関連する特許は膨大な量になるため、1 件当たりのロイヤルティ料率を決めると 100 % を超えてしまうことから、ポートフォリオ全体として管理している旨の記載があるが (乙 7 4)、「デバイス」
10 とはスマートフォン、パソコン、タブレット等を指すものであって (弁論の全趣旨 [被控訴人の原審第 16 準備書面 3 頁])、電池はこれに含まれないと解されるから、上記記載をもって、本件における実施料相当額の算定に際して甲 4 3 の統計を用いることが不当であるとはいえない。

20 控訴人は、ライセンス料率の実例として、乙 7 2 の実施許諾契約と、乙 7 3 の契約を挙げ、これらの契約における料率を考慮すべきと主張する。しかし、乙 7 2 の実施許諾契約は控訴人と他の者との共同開発の成果に基づく発明に関するものであり、乙 7 3 の契約は、対象とされた発明に係る特許の出願人を控訴人以外の者とすることを承諾し、控訴人がその承諾をした対価として、当該発明を実施した製品の販売価格の一定割合を受領することを合意したものであって、これらの契約の性質に照らせば、原判決
25

が、本件における特許法 102 条 3 項の相当な実施料の算定において上記各契約内容を考慮すべき事情に挙げなかったことが合理性を欠くとはいえない。

以上によれば、原判決が、参照すべき資料を誤って、相当な実施料率を不適切に高く算定したとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 控訴人は、前記第 2 の 3(3)ウのとおり、本件発明 1 の控訴人製品 1 及び 3 の売上げに対する貢献は極めて小さいと主張する。

この点、原判決第 4 の 7(2)イの説示のとおり、本件発明 1 は電池の機能に直接的に資するものではないが、他方で、本件発明 1 は、電池製作を容易にし、電池の耐久性を高めることに資する効果を奏するものであり、控訴人製品 1 及び 3 は本件発明 1 の技術的範囲に属するのであって、本件発明 1 の上記効果が控訴人製品 1 及び 3 にとって意義のないものであるとは解されない。

また、乙 66 ないし 69 の公開特許公報に記載の発明の構成が、電池の作製を容易にする効果を奏するものであるとしても、本件発明 1 の構成要件 B 2 及び C 2 並びに構成要件 A 4 に相当する構成を開示するものではなく、乙 66 ないし 69 の公開特許公報に記載の発明の構成が本件発明 1 の代替技術であるといえないことは、原判決第 4 の 7(2)イの説示のとおりである。

さらに、控訴人製品 1 及び 3 において、クリップ部材で活物質未塗工部を纏める構成としていることによって、本件明細書 1 において従来の電池における課題とされたものが解消されたとは認められず、控訴人製品 1 及び 3 において本件発明 1 の構成が有意義な効果をもたらしていないと認めることもできない。

以上によれば、控訴人製品 1 及び 3 の売上げに対する本件発明 1 の貢献

が極めて小さいとは認められず、相当な実施料率に関する原判決の判断が不当であるともいえない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

ウ 控訴人は、前記第 2 の 3 (3)エのとおり、原判決が、相当な実施料の算定に際して考慮すべき事情として、確定した文書提出命令によって提出を命じられた文書の提出を控訴人が拒んだことを挙げたことが不当である旨主張する。

しかし、控訴人が、本件訴訟において、確定した文書提出命令によって提出を命じられた文書の提出を拒んだこと、提出を命じられた文書は、控訴人による本件特許 1 の侵害が行われた期間である平成 27 年 3 月 20 日から令和 4 年 5 月 27 日までの間の、控訴人製品 1 及び 3 に関する売上元帳、製品別売上一覧表、売上傳票等であることが認められる。そして、控訴人が上記文書を開示した場合に、当該文書により、上記期間における控訴人製品 1 及び 3 の売上金額が、被控訴人の主張する●●●●●●●●●●円よりも多いと認められる可能性があるといえ、仮にそのように認められる場合には、被控訴人は上記期間における控訴人製品 1 及び 3 の売上金額として主張する金額を増額したはずである。これらの事情によれば、控訴人が文書提出命令に従わず、開示を命じられた文書を開示しなかったとの事情を、原判決が相当な実施料の算定に際して考慮したことが不当であるとはいえず、自白が成立した金額よりも高い金額を裁判所が認定したということにもならない。

したがって、控訴人の主張は採用することができない。

2 当審における被控訴人の補充主張に対する判断（以下、本項に記載された段落番号は、特段の記載のない限り、本件明細書2の段落を指す。）

(1) 前記第2の4(1)(争点1-2(控訴人製品2が構成要件F2及びG2を充足するか)について)の主張について

ア 被控訴人は、前記第 2 の 4(1)のとおり、争点 1－2（控訴人製品が構成要件 F 2 及び G 2 を充足するか）に関し、本件発明 2 の構成要件 F 2 は、内蓋部と外蓋部からなる蓋体により外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐ構成であればよく、控訴人製品 2 は本件発明 2 の構成要件 F 2 を充足すると主張する。

イ しかし、まず、本件発明 2 の構成要件 F 2 の記載からは、開口部を密閉状態で塞ぐ主体が明らかでないことは、原判決第 4 の 3(1)アの説示のとおりであり、構成要件 F 2 の記載を通常の意味に理解すれば内蓋部とともに外蓋部も外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐものであるとしか解されないなどとはいえない。

ウ 被控訴人は、段落【0054】において、内蓋部は全ての蓄電素子の容器蓋部の上面を覆うように配置されていることに限定されず、一部の容器蓋部の上面を覆うように配置されていてもかまわないと記載していることから、本件発明 2 が内蓋部のみで外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐ構成に限定されないといえる旨主張する。

この点、証拠（甲 4、22）及び弁論の全趣旨によれば、①本件特許 2 に係る出願は、原出願（特願 2013-73746）の分割出願としてされたものであること、②原出願の特許請求の範囲には密閉構造の外装体の記載が存在しなかったが、本件特許 2 に係る出願当初の特許請求の範囲では、請求項 1 に「前記蓄電素子が収容される外装体本体と、前記外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐ内蓋部及び外蓋部を有する蓋体とを備え」の記載があること、③被控訴人は、平成 29 年 7 月 24 日、本件特許 2 に係る出願を原出願から分割して出願する際の説明書類として上申書（甲 22）を提出したが、この上申書において、上記請求項 1 の上記記載は、原出願の出願時の明細書の段落【0030】ないし【0033】、【0044】、【0051】、出願時の請求項 3、分割直前の請求項 1、図 1 等の記載に基づく

と記載しており、段落【００５４】を挙げていないことが認められる。

また、上記上申書では、本件特許２に係る出願時に添付した明細書等に関し、原出願時に添付した明細書等と異なる部分に関する説明が記載されているが、段落【００５４】については何も記載されておらず、このことから、段落【００５４】に記載された内容は原出願の願書に添付した明細書等にも存在したと認めることができる。

以上のとおり、段落【００５４】の記載内容は、特許請求の範囲に密閉構造の外装体の記載が存在しなかった原出願の出願当時から、明細書に含まれていたものであり、かつ、被控訴人は、段落【００５４】を、本件特許２に係る出願において加えられた密閉構造の外装体の記載の根拠に挙げていない。

これらの事情に加え、原判決第４の３(１)エに挙げられた事情も考慮すれば、段落【００５４】は、本件発明２の「密閉」される構成とは異なる形態の構成についての記載であると認められ、同段落が、本件発明２が内蓋部のみで外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐ構成に限定されないことを示すものであると解することはできない。

エ 段落【００３３】及び段落【００５２】には、外装体本体２００の開口部２１０を内蓋部３２０が閉止し、内蓋部３２０が外装体本体２００の蓋として機能する旨が記載されている。その一方で、段落【００１１】には、「前記蓄電装置は、内方に前記蓄電素子が収容される外装体本体の開口部を塞ぐ蓋体を備え、前記蓋体は、外側に配置される外蓋部と、前記外蓋部と前記蓄電素子との間に配置される内蓋部とを有し、」との記載があり、段落【００３１】には、「蓋体３００は、外装体１００の蓋を構成する部材であり、」との記載があり、段落【００３２】には、蓋体が外蓋部と内蓋部を有する旨の記載がある。しかし、内蓋部が外装体本体の開口部を塞ぐものであると解しても、その内蓋部は外蓋部とともに蓋体を構成するものであ

るから、蓋体が外装体本体の開口部を塞いでいるといえるのであって、上記各段落の記載が、内蓋部が外装体本体の開口部を塞ぐものであるとの理解と矛盾することはない。

5 同様に、前記ウの上申書（甲 2 2）において外装体が密閉構造であるとの記載があり、蓋体が外装体を構成する部材である（段落【0 0 3 1】）ことについても、このことをもって、内蓋部が外装体本体の開口部を塞ぐものであると解し得ないことにはならない。

10 オ 放熱する物体からの熱の伝達は、ふく射伝熱だけでなく、熱伝導及び対流熱伝達もあり（甲 3 6）、蓄電素子から発せられる熱の伝達がふく射伝熱だけによるものとは認められず、本件明細書 2 にも、蓄電素子から発せられる熱の問題がふく射伝熱の問題を指すとか、ふく射伝熱を遮断することで課題が解決するとの記載は存在しないから、内蓋部が蓄電素子を覆う部分が一部であってもふく射伝熱が低減されることを根拠として、内蓋部が外装体本体の開口部を塞ぐものであると解されないことにはならない。

15 カ その他、前記第 2 の 4 (1) のとおり被控訴人が主張する内容を検討しても、本件発明 2 の構成要件 F 2 は、内蓋部が外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐことを特定するものであり、控訴人製品 2 は構成要件 F 2 を充足しないとの原判決の判断（原判決第 4 の 3）は左右されない。

したがって、被控訴人の前記主張は採用することができない。

20 (2) 前記第 2 の 4 (2)（争点 4－1（本件特許権 1 の侵害に係る損害の発生及びその額）について）の主張について

ア 被控訴人は、前記第 2 の 4 (2) アのとおり、本件発明 1 の控訴人製品 1 及び 3 に対する貢献は極めて高く、相当な実施料率は●●●を下らないと主張する。

25 しかし、本件特許権 1 の侵害による損害につき、特許法 1 0 2 条 3 項における相当な実施料を算定するに際して考慮すべき事情としては、原判決

第4の7(2)イが挙げるとおり、本件発明1が電池の機能に直接的に資するものではないことや、蓄電システムである本件発明1において電池の占める価格割合が極めて高いとはいえないといった事情があり、これらの事情は上記実施料を低く認定する方向に作用するものといえる。

5 そうすると、被控訴人が主張する事情を考慮しても、本件で認められる事情を総合考慮すれば、本件発明1の実施に対して受け取るべき実施料の料率は●●が相当であって、この点に関する原判決の判断は相当である。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

10 イ 被控訴人は、前記第2の4(2)イのとおり、消費税相当額の損害に関し、損害賠償金が確定するのは判決確定時であり、消費税法基本通達9-1-21によれば、額が確定した日に資産等の譲渡があったものとされるから、税率は10%とすべきであると主張する。

前提として、補正の上で引用した原判決第4の7(4)のとおり、消費税相当額が損害に含まれることについては、当事者間に争いがない。

15 そして、特許権侵害の不法行為による損害賠償金は、特許権侵害行為時に直ちに損害が発生して金額が確定するものといえる。損害賠償請求が訴訟でされた場合、判決によって損害額の認定がされるが、これによって特許権侵害による損害の金額が確定するものではない。

20 そうすると、特許権侵害の不法行為による損害賠償金に対する消費税相当額が損害に含まれると解する場合、その消費税率は、特許権侵害行為当時の消費税率であると解するのが相当である。

25 本件については、特許権侵害行為の期間は平成27年3月20日から令和4年5月27日までであり、控訴人が控訴人製品1及び3の売上げの詳細を開示しないことから、本件特許権1の侵害による実施料相当額の損害金4億4250万円を、消費税率が8%から10%に改正された令和元年10月1日の前後で日数に応じて案分することが相当であり、この方法を

用いて消費税相当額の損害を算出した原判決は相当である。

したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

3 当審における被控訴人の追加主張（均等侵害）に対する判断

- 5 (1) 特許請求の範囲に記載された構成中に相手方が製造等をする製品又は用いる方法（以下「対象製品等」という。）と異なる部分が存する場合であっても、
- ①同部分が特許発明の本質的部分ではなく、②同部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって、③上記のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（当業者）が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり、④対象製品等
- 10 が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから同出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、⑤対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、同対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である（最高裁平成6年（オ）第1083号同10年2月24日第三小法廷判決・民集52巻1号113頁参照）。
- 15

そして、上記①の要件（以下「第1要件」という。）における特許発明における本質的部分とは、当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分であると解すべきであり、特許請求の範囲及び明細書の記載に基づいて、特許発明の課題及び解決手段とその効果を把握した上で、特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が何であるかを確定することによって認定されるべきである。

20

- 25 (2) 本件明細書2は、発明が解決しようとする課題として、従来の蓄電装置では、蓄電素子から発せられる熱により、電気機器が影響を受けるおそれがある

るという問題を挙げ（段落【０００４】）、本件特許２に係る発明は、この課題を解決するためになされたものであり、蓄電素子から発せられる熱による電気機器への影響を低減することができる蓄電装置を提供することを目的とするとしている（段落【０００５】）。そして、本件明細書２には、本件特許
５ ２に係る発明は、上記課題を解決するため、外装体本体に蓄電素子を収容し、蓋体の内蓋部を外蓋部と蓄電素子との間に配置し、電気機器を内蓋部と外蓋部との間に配置し、外装体本体の開口部を内蓋部で閉止することによって、蓄電素子から発せられる熱を遮断し、電気機器への影響を低減する効果を奏することが記載されている（請求項２、段落【００１２】、【００２３】、【０
１０ ０３３】、【００３４】、【００５２】等、原判決第４の３(1)イ）。

以上によれば、本件特許２に係る発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分は、外装体本体に蓄電素子を収容し、蓋体の内蓋部を外蓋部と蓄電素子との間に配置し、電気機器を内蓋部と外蓋部との間に配置し、外装体本体の開口部を内蓋部で閉
１５ 止することにより、蓄電素子から発せられる熱を内蓋部で遮断して電気機器への影響を低減することにあると認められるから、本件発明２の構成要件Ｆ２の構成は、本件発明２の本質的部分であるといえる。

(3) 控訴人製品２は、本件発明２の内蓋部に相当する中蓋に、５か所のスリットが設けられており、そのスリットに発電要素のタブを貫通させており、加
２０ えてその状態でも隙間を有するものであるから、その中蓋は、外装体本体の開口部を密閉状態で塞いでいるとはいえず、控訴人製品２は本件発明２の構成要件Ｆ２を充足しない（原判決第４の３(1)ウ、前記２(1)）。

(4) 上記(2)及び(3)によれば、本件発明２の構成中に控訴人製品２と異なる部分が存在し、この部分が本件発明２の本質的部分であるから、均等の第１要件
２５ を充足しない。

したがって、その余の要件について判断するまでもなく、控訴人製品２は、

本件発明 2 と均等なものとして、その技術的範囲に属するということはできない。

被控訴人は、上記異なる部分が本質的部分でないと主張するが、上記(2)及び(3)の説示に照らし、採用することができない。

5 4 その他、控訴人及び被控訴人が縷々主張する内容を検討しても、当審における上記認定判断（原判決引用部分を含む。）は左右されない。

5 5 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原判決は相当であり、本件控訴及び本件附帯控訴はいずれも理由がない。

10 よって、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 3 部

15

裁判長裁判官

中 平 健

20

裁判官

今 井 弘 晃

25

裁判官

水 野 正 則

別紙

本件各発明の構成要件

- 1 本件発明 1（特許第 5 7 1 3 1 2 7 号の請求項 1 記載の発明）
- 5 A 1 蓋板を有する電池外装体と、
- A 2 一端部に正極の活物質未塗工部を有し、他端部に負極の活物質未塗工部を有する発電要素と、
- A 3 前記蓋板の一端部に配置された正極側の外部接続端子、及び、前記蓋板の他端部に配置された負極側の外部接続端子と、
- 10 A 4 前記電池外装体の外方に配置されるとともに前記正極側の外部接続端子に接続される正極側の端子接続部材、及び、前記電池外装体の外方に配置されるとともに前記負極側の外部接続端子に接続される負極側の端子接続部材と、
- A 5 前記正極の活物質未塗工部と前記正極側の端子接続部材とを接続する正極側の集電接続板、及び、
- 15 A 6 前記負極の活物質未塗工部と前記負極側の端子接続部材とを接続する負極側の集電接続板とを備え、
- B 前記正極側の集電接続板は、
- B 1 前記発電要素の正極側の端部から前記発電要素の中央方向に水平に延びるとともに前記正極側の端子接続部材と接続される正極側の本体部と、
- 20 B 2 前記正極側の本体部から突設されて、前記正極の活物質未塗工部の外側面のうちの前記正極の活物質未塗工部の端部と前記正極の活物質塗工部との間に、表面が接合される正極側の接続板部とを有し、
- C 前記負極側の集電接続板は、
- 25 C 1 前記発電要素の負極側の端部から前記発電要素の中央方向に水平に延びるとともに前記負極側の端子接続部材と接続される負極側の本体部と、

- C 2 前記負極側の本体部から突設されて、前記負極の活物質未塗工部の外側面のうちの前記負極の活物質未塗工部の端部と前記負極の活物質塗工部との間に、表面が接合される負極側の接続板部とを有する
- D 電池。

5

- 2 本件発明 2（特許第 6 4 9 3 4 6 3 号の請求項 2 記載の発明、ただし、訂正 2 0 2 2－3 9 0 0 0 1 の訂正審決による訂正後のもの）

- E 複数の蓄電素子と、複数の前記蓄電素子それぞれに接続されて複数の前記蓄電素子それぞれの状態を取得する電気機器とを備える蓄電装置であつて、

10

- F 1 前記蓄電素子は、非水電解質二次電池であり、
- F 2 前記蓄電装置は、複数の前記蓄電素子が収容される外装体本体と、前記外装体本体の開口部を密閉状態で塞ぐ内蓋部及び外蓋部を有する蓋体とを備え、

15

- G 1 前記電気機器は、
- G 2 前記蓄電装置が備える複数の前記蓄電素子に対して当該複数の前記蓄電素子のそれぞれに設けられた電極端子が配置されている側、かつ、
- G 3 前記内蓋部と前記外蓋部との間に
- G 4 配置されており、
- H 前記内蓋部には、外部端子が取り付けられている
- I 蓄電装置。

20